

令和4年10月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月31日(月曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 吉永 義量
4番 小松 優	5番 関川 裕二	
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号90～97)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 あっせん申し出について 1件

議案第4号 非農地証明願 1件

議案第5号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 10 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 2 名です。出席農業委員 12 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は関川裕二委員と公文基嗣委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 90 番

　　大字和食字井尻 甲 5122 番、地目は田、面積 2,749 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は香南市野市町の〇〇さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 91 番

　　大字和食字井尻 甲 5123 番、地目は田、面積 1,905 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は香南市野市町の〇〇さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 92 番

　　大字西分字柏原 甲 6310 番、地目は田、面積 2,901 ㎡の内 1642.5 ㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 10 月 1 日から R24 年 9 月 30 日までの 20 年。作付けは花卉、賃借料は 1,642.5 ㎡の内 1,200 ㎡は 6 俵/10a、1,642.5 ㎡の内 442.5 ㎡は 1 俵/10a。

　　受付番号 93 番

　　大字和食字上中筋 甲 5740 番、地目は田、面積 2,313 ㎡。譲渡人は高知市愛宕山南町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 10 月 1 日から R19 年 9 月 30 日までの 15 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 94 番

　　大字和食字シヲツキ 甲 4955 番、地目は田、面積 2,341 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R24 年 12 月 31 日までの 20 年。作付けはナス、賃借料は R7 年以降 6 俵/10a。

　　受付番号 95 番

　　大字和食字藤田 甲 5236 番、地目は田、面積 934 ㎡の内 700 ㎡。譲渡人は

東京都豊島区西池袋の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR4年7月1日からR14年6月30日までの10年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

受付番号96番

大字和食字大熊 甲4998番、地目は田、面積474㎡、甲4999番、地目は田、面積1,588㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は奈半利町の〇〇さん。期間はR5年1月1日からR5年12月31日までの1年。作付けはショウガ、賃借料は30,000円/10a。

受付番号97番

大字和食字横手 甲4802番1、地目は田、面積1,739㎡の内990㎡、甲4803番1、地目は田、面積601㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間はR4年10月11日からR9年7月31日までの年。作付けはナス、賃借料は6俵/10a。

議長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定8件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について。

受付番号4 土地の所在は大字西分字城山 甲3821番、地目は畑、転用面積は493㎡。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。転用目的は、境内地。

10月28日(金)に会長、黒岩正充委員、石河史成委員、事務局にて現地確認。令和4年1月に農業振興地域からの除外の申請があり、農業振興地域整備計画の変更について令和4年8月29日付けで同意済み。

議長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第 3 号議案 あっせん申し出について
受付番号 8 申請人である香川県高松市の〇〇 さんより、大字和食字大宮前甲 5599 番、地目は田、面積 752 ㎡、甲 5600 番、地目は田、面積 224 ㎡、甲 5601 番、地目は田、面積 1,231 ㎡ の土地を貸したいと申し出。
現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案ではあっせん委員は、西笛委員、山崎委員になりますがいかがでしょうか。

委 員 分かりました。

議 長 では、西笛委員、山崎委員をお願いします。

議 長 続きまして第 3 号議案 非農地証明願について議題とします。

第 4 号議案 非農地証明願について
受付番号 1 申請人は〇〇 さん。土地の所在は大字馬ノ上字奥口 772 番 1、地目は畑 現況 雑種地、転用面積は 277 ㎡。申請理由は、昭和 8 年月日不詳から耕作を放棄したため、現在は荒地である。今後農地への現状復旧は困難な状態である。
10 月 28 (金) に会長、岡村悟委員、吉永義量委員、事務局にて現地確認。

議 長 それではお謀りします。第 4 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 4 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

・安芸農業振興センターより
「人・農地プラン」の実行から地域計画の作成について説明

議 長 これで 10 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 25 分)

議事録署名委員

関川 裕二

議事録署名委員

公文 基嗣